

令和 6 年第 3 回

四万十市議会臨時会會議録

令和 6 年 8 月 9 日

四 万 十 市 議 会

## 令和6年第3回四万十市議会臨時会会期日程

日 次	月 日	曜日	要 旨
第1日	8月9日	金	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 議案の上程 5 提案理由の説明 6 上程議案に対する質疑 7 委員会付託省略 8 討論、採決 9 閉 会

## 令和6年第3回四万十市議会臨時会会議録 目次

第1日 8月9日 金曜日

開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	
議会運営委員長（山崎 司）	3
議案の上程（第1号議案及び第2号議案）	3
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	3
上程議案に対する質疑	
15番（上岡 正）	4
委員会付託省略	8
討論・採決	
第2号議案に対する反対討論（15番 上岡 正）	8
閉 会	10

令和 6 年 8 月 9 日 (金) 第 1 日

本 会 議

# 令和6年第3回四万十市議会臨時会会議録

四万十市告示第77号

令和6年第3回四万十市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年8月2日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和6年8月9日  
2 場 所 四万十市議会議事堂  
3 付議事件  
(1) 工事請負契約について  
(2) 工事請負契約の一部変更について

## 令和6年第3回四万十市議会臨時会会議録（第1日）

令和6年8月9日（金）

### ■議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 第1号議案及び第2号議案  
(議案の上程、提案理由の説明)  
(上程議案に対する質疑)  
(委員会付託省略)  
(全員協議会)  
(討論、採決)

### ■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

### 出席議員

1番	鳥 谷 恵 生	2番	川 村 真 生	3番	澤 良 宜 由 美
4番	前 田 和 哉	5番	寺 尾 真 吾	6番	廣 瀬 正 明
7番	山 下 幸 子	8番	上 岡 真 一	9番	川 渕 誠 司
10番	松 浦 伸	11番	大 西 友 亮	12番	西 尾 祐 佐
13番	谷 田 道 子	14番	山 崎 司	15番	上 岡 正
16番	平 野 正	17番	川 村 一 朗	18番	宮 崎 努

欠席議員 (なし)

出席要求出席要求による執行部側出席者職氏名

市長	中平正宏	副市長	田能浩二
総務課長	山崎寿幸	企画広報課長	武田安仁
財政課長	竹田哲也	まちづくり課長	佐川徳和
子育て支援課長	中脇弘樹	総合支所長兼 地域企画課長	朝比奈雅人

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長	原憲一	事務局長補佐	岡村むつみ
総務係長	土居和博		

午前10時0分 開会

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより、令和6年第3回四万十市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により議長において、川村真生議員、澤良宜由美議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会運営委員会で、ご協議を賜っておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎 司議会運営委員長。

■議会運営委員長（山崎 司） おはようございます。

議会運営委員長報告を行います。

令和6年第3回臨時会の開会にあたり、本日8月9日9時より委員会を開催し、会期及び日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期については、本日1日限りとし、議事日程の内容については、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

以上のとおり、報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

第3回臨時会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第3、「第1号議案」及び「第2号議案」を議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

本日は、ご多用のところ、令和6年第3回市議会臨時会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

連日ものすごい暑い日が続いております。昨日も午後、西土佐江川崎におきまして、39.9度と日本で一番の暑さになりました。あと0.1度で40度に達するという形で、ここ1週間だけをとてみると、日本で最も高い温度を記録したのが3回あると思います。まだまだ暑くなってくると思いますので、熱中症等には十分気をつけていただきたいと思います。

また、昨日、午後4時43分頃、日向灘を震源とした大きな地震がありました。マグニチュード7.1、そして宮崎県の方では震度6弱と大変大きな地震があり、その中で、政府の方からは巨大地震注意という情報が発令されました。それを受けまして、市の方でも災害対策

本部を設置し、昨日は避難所を開設し情報収集に当たったところでございます。今のところ、大きな被害は確認されておりませんけれども、より一層、本震が近づくという緊張感を持った中で、市政に取り組んでいくよう改めて思ったところでございます。

それでは、私の方から議案を順次ご説明いたします。

本臨時会に提案しております議案は、2件でございます。

最初に、議案書の2ページ目をお開き願います。

「第1号議案、工事請負契約について」であります。

これは、市道鵜ノ江久保川線（勝間橋）橋梁修繕工事について、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料に契約の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、「第2号議案、工事請負契約の一部変更について」でございます。

これは、具同保育所移転改築事業建築主体工事について、大阪・関西万博等の影響により建物の主要な構造に使用されているC L Tパネルの納品に遅延が生じていることから、工期を延長し、それに伴い諸経費が増額となるため、契約金額を増額するものでございます。

以上、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） おはようございます。

それでは、第2号議案について、質疑をさせていただきます。

1回目の質疑をしたいと思いますが、工期の延長及び金額の増額という提案です。工期の延長は受注者の請求によるものか。また、理由として、大阪の万博等とありますが、万博は分かるんですが、等とは何か。そして、この変更理由は受注者が提出したものそのままなのか、手を加えているのか、そのことちょっと教えていただきたい。

次に、工期の延長が、発注者すなわち四万十市に責任があるのかないのか。そのことについても、お考えを教えてください。また、工事請負契約書の何条によって行ったのか。そのことについても教えていただきたい。また、この工事と並行して施工工事はこうですが、施工工事に伴う監理委託をしております。その監理委託も工期が変われば変わらると思うんです。変わってるのか。また、そういうことに伴って、監理委託費が上がったのか、上がらないのか。上がらなければ今後も変更することはないのか。そのことを併せて教えていただきたい。1,000万円ちょっと増額、変えることになっておりますが、そのことに伴って先議を行っております。先議の金額についても併せて、教えていただきたい。

以上、4、5点、1回目の質疑をさせていただきましたが、ゆっくりで構いませんので、答弁漏れがないようにお願ひいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、第2号議案の質疑に対して答弁を申し上げます。

まず、1点目、受注者の今回の契約変更は受注者の請求によるものか、というところでございます。契約に基づいた内容を変更することでございますので、双方協議を行っておりますが、この金額の積算においては、市の担当の方でも積算を行って額を確定したものでございますので、受注者だけの請求によるものということではございません。市の方と協議をした上で積算によるものでございます。

次に、大阪関西万博等の影響というところの等の部分は、どのようなところかということでおございますけれども、大阪関西万博によって、国内の木材需要、それから、CLTパネルの直接的な需要が増加していることを受けて、他の需要についても供給逼迫が発生していることを指して、等と申し上げているところでございます。続きまして、変更理由は受注者が上げてきた理由そのままであるかというところでございますが、この納期が遅れそうであるにつきましては、今回の工事関係者、受注者・発注者、双方ともに認識をした上で、こういう社会的な要因であろうというところを整理したものでございますので、これは受注者が上げてきたものをそのままではなくて、我々の方も、これを認識した中で、双方でこういう理由であるというところを確認したものでございます。続きまして、今回の納期延期に四十市に責任があるのかないのか、というところでございますが、当然CLTパネルの納品が遅れたことにつきましては、発注者としては、市の仕様として、CLTを使うことを決めておりまして、発注者である市の方がこの仕様を確定したという部分はございますが、今回これが納期が遅れるということは、市の方でも予測困難、また受注者でも予測困難であったために、市だけに責任があるのではない、かといって受注者に専らの責任があるわけでもない。これはあくまで社会的な要因であったと整理しているところでございます。続きまして、請負契約の何条によるものかということでございますけれども、大変申し訳ありません。手元に契約書を持っておりませんので、この部分については、改めて回答させていただきたいと思います。

次に、施工監理費については、変更がないのかというところでございますが、ここについては、今回、金額の変更はございません。施工監理業務については、今回、監理項目、今回の変更によって、109日の工期延期によって監理項目等は増えておりませんので、そこについて変更額は発生させていないものでございます。今回の変更額1,000万円余りにつきましては、建築工事費のうち、共通仮設費と現場管理費のみを計上させていただいているものでございます。

最後、専決の金額についても合わせてということでございますが、専決の報告の方で行っています金額は471万4,600円ということになっております。これは報告事項の方にも記載させていただいておりますが、工事の進行等により事業内容を精査した結果、基礎工事に係る変更の部分で専決を行ったものでございます。基礎工事の部分は、工期の手順上、速やかに変更を確定する必要があったため、今回の契約変更議案とは別途積算をして、専決処分をさせていただいたものでございまして、結果的に500万円を下回っておりますので、専決処分としたものでございます。

1回目の答弁は以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 2回目の質疑をさせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

手元に契約書がないから、何条というのは答えでいただけなかつたんですが、非常に大事なところなんです。ここが非常に大事なとこです。おそらくですね、契約書の第22条に基づいて、技術者側から請求があったと思っております。そのことについて、3回目も質問しますので確認をしていただきたい。なぜなら、金額が1,000万円ちょっと増額になっている。先ほど答弁では、市の方も、発注者側も受注者側も、責任が双方にあるというふうな答弁をいただきました。私は、発注者側、何ら瑕疵もない、そのように思ってます。と言いますのも、俗に言われる請負というのは、字に書いておりますが、受けて負けるというふうに発注者側に都合の良い契約書になっておるわけでございまして、まして、変更理由の中に、答弁によりますが、大阪万博で木材の需要が高まるというのは、入札は令和5年の11月にしております。その段階で、分からなくて急に決まったということであれば、先ほどの答弁を了とするわけでございますが、もともと、発注したときから、万博はあるということは分かっておった。了解済みの話でございます。受注者側も、そのことを分かって受注しておるというふうに、私は理解をしてるわけでございます。

そして、この工事は10か月以上に、金額が大きいわけで、320日以上の工期を取つての工事でございます。そこで見解が違つた。発注者側にも責任があるということについて、何をもって発注者側に責任があるのか。明確にご答弁を願います。そのことが、一番、大事と思うんですね。22条に基づいて、他にも何か基づいてあるかもしれません。契約書の中で、そのことも含めてご答弁を願います。

■議長（宮崎 努） 小休にいたします。

午前10時18分 小休

午前10時25分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 大変お待たせして失礼をいたしました。

それでは、2回目の答弁をさせていただきます。

まず、責任は双方にあるというふうな答弁があつた。発注者には瑕疵がないのではないか。発注者に責任があるのであればその根拠は、というところでご質問いただきました。先ほどの私の答弁に、少し誤解を招いたところがあつたかと思います。私が1回目の答弁で申し上げた部分につきましては、発注者には責がない。受注者にも責がない。双方に責のない社会的要因によるものというところでございますので、その点、ご了解いただきたいというふうに思うところでございます。

次に、この責に、万博があるのはわかっていたのではないか。予測が困難であったというのはいかがか、という趣旨の質問であったかと思いますが、この点につきましては、当然、大阪関西万博が行われることは既知の事実でございましたが、これによって木材需要、特にC L Tの需要が逼迫するというところは予測がされておりませんでしたので、今回、C L Tパネルが特に遅れるという部分については、予測は困難であったという判断をしたところでございます。続きまして、答弁が遅れました契約の何条に基づいてというところでございますが、これは契約変更につきましては、議員お見込みのとおり、第22条に基づき工期を延長したものでございまして、この請負金額の変更方法等については、第25条の方に記載がございます。この中で、発注者が費用を定め受注者に通知するということになっておりますので、

我々の方でこの金額を定めて通知したものです。

なお、ここにつきましては協議も行っております。先ほど、どちらの責にもよらないというお話もしたところなんですが、工期延期は109日。これに対して、共通仮設費と現場管理費の方を計上したんでございますが、市の方が今回、額を確定した金額は69日分となっております。つまり、40日分は受注者の方にみてもらっているところになろうかと思いますので、そういう形で協議・按分をしたものでございます。以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 3回目の質疑を行います。

課長に、ちょっとどうなのかということを聞きたいんですが。1回目の答弁では、工期の延長について、双方がという答弁があったと思うんですね。私は業者からの請求で、22条に基づいて、工期延期を行ったのかという中で、双方と、2回目の答弁では、22条に基づいて業者から請求があったということを、1回目と2回目の答弁違うとするんですが、そういうことでいいんですね。3回目の時に、それで良ければいいとしてもらったらいいんですが。22条に、私ここが一番大事なんですね。22条にどんなことを書いとるかということを、ちょっと読み上げさせていただきます。今ほど課長が答弁したように、受注者の請求によって、工期の延長願いが出されたわけです。第22条には、受注者は、天候の不良、第2条に基づく関連工事の調整への協力、その他、受注者の責めに帰することができないこと、理由により、工期内に工事を完成することができないとき、その理由を明示した書類により、発注者に工事の延長変更を請求し、発注者が、その工事の延長が発注者の責めに帰するべき事項による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、また受注者は損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない、こういうふうに書かれてるわけです。先ほど答弁では、この22条を使って、工期の変更及び金額の増額をしたと。そこで、諸経費について2つの諸経費を按分したと。100何日かの工期を延ばしたわけでございます。そこで69日は市が現場管理費・共通管理費を負担し、残りの40何日を負担しなくて業者負担だと。先ほど、瑕疵が原因は双方にあるという中での判断をしたというふうな答弁だというふうに受け止めたわけでございます。60何日と40何日になった経過について、詳しくご答弁を願いたい。これも双方で契約書にうたっております。そのことについてご答弁を願います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 3回目の答弁を行います。原因が双方にあるということで、3回目の質問をいただきましたが、2回目の答弁で申し上げたとおり、我々では、原因は双方にないと判断して、この要因は社会的要因によるものだと判断したところでございます。そこで、契約書第22条のどの部分に当たってこの変更が必要かを判断したか、という部分でございますが、先ほど上岡正議員が読み上げていただきましたとおり、第22条の1行目になります。受注者は天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事への調整への協力、その他、受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、ということになって以下が続くわけなんですねけれども。我々は双方に責任がない。今回のケースに対して、受注者の責めに帰すことができないという、この契約書の条文を用いて、今回の契約変更を行ったものでございます。根拠はこの部分ということになりますので、ご承知をいただきたいというふうに考えるところでございます。以上です。

■議長（宮崎 努） 小休にいたします。

午前10時34分 小休

午前10時35分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 大変失礼いたしました。この109日を、69日と40日に按分したといいますか、これを積算根拠としたところにつきましては、発注者我々と受注者の定例会における協議の上で、この金額が妥当であるというところの線を確認したところでございます。今回の契約変更に当たりまして、実際この部分、どこに線を引くかというところは基準等はございません。この中で、現場を止めるわけにもいけない、現場を維持しなければいけない。経費が発生するというところを、いたずらに、すべて受注者の負担にさせることはできない。また、CLTを使用して建築物を構築するという仕様を定めたのは市でございますので、その部分からも、すべて受注者の責に帰することはできないという判断から、このような按分となったものでございます。以上です。

■議長（宮崎 努） 以上で上岡 正議員の質疑を終わります。他に質疑者はありませんか。質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、「第1号議案」及び「第2号議案」の委員会付託については、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第1号議案」及び「第2号議案」の委員会付託については、これを省略することに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため、全員協議会を開くことに決しました。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前11時03分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより「第2号議案、工事請負契約の一部変更について」討論を行います。先に、原案に反対の議員。上岡 正議員。

■15番（上岡 正） それでは、今の議案に反対の立場で討論をさせていただきます。まず質疑もしました。しかし、議員各位におかれましては、工事契約の内容の変更ですので、なかなか分かりづらいところもあるかもしれません。私は24歳で市役所の方に勤めたわけでございます。そして、工事については、係長時代補佐時代も含めて、担当含めて1,000件程

担当しました。そして、工期の変更というのは何回もしました。しかし、工期の変更に伴って、諸経費を上げたことは1回もありません。だから私はびっくりしとるんです。条例の中でも、台風が来たり、そして、土の下のことですから、掘ってみたら想像もしない硬岩が出てきたと。硬い岩が出てきて工事日数がかかるということで、工期を伸ばしたことは度々あります。今回のこの工事については、単独費と起債事業でございます。県のチェックが変更理由に入りません。そういう中での今回の議案の提出でございます。ちょっと分かりやすく皆さんにお伝えしたいのは、例えば、家の新築工事をします。300日の約十月の工事契約を工務店さん・大工さんとしましたと、6,000万円の。というのは、これ約6億2,000万円の工事ですので、10分の1に縮小ですね、家で考えた場合、10月には完成できるという約束です。一部前金も払ったと。正月には新しい家にマンションから引っ越しをと思っておったところが、材料の関係でどうしたち三月ばあ延ばしてもらわなきん。そして、お金も、諸経費がいるから増やしてもらわなきんと。通常、一般社会では、個人との契約では、お金を払うどころか遅れたがのお金をもらわなきんと。もしくは謝ってもらわないと。これが通常だと思うんですね。そのことが、議案質疑でも明らかにしたように、諸経費、現場管理費と共通仮設費を109日間延ばしたので、市の方が69日分、業者は40日分。69日分の諸経費が、1,000万円ちょっとという市長から提案があったわけです。私は、契約書に照らし合わせても、一般、社会通念に見ても、この2号議案を通すわけにはいかないと。賛成できない、そう思っております。何条に何を書いちょうかということについては、今説明すると時間がかかりますので、手元には持ってきておりますが、そのことについては省きますが、私は市の発注者側の瑕疵はない。万博があることも、受注者は織り込み済みで、13社だと思うんですが、ごめんなさい、建築ですので、何社か分かりませんが、すべてのA級の方が指名して、この受注者が一番安くて取ったというふうに理解しております。万博のことがあるかもしれません、製品ですので、私は、値段の交渉等が、製品を作る会社と折り合いがつかなくて遅れた可能性も随分あると思うんですね。いろんな要因があって遅れたと思ってます。そういうことで市には責任がないと。説明では、双方に責任というか、社会の動向によってこんな事態が起きたという説明ですが、私は市にはない。織り込み済みの300何日の工期を取つておったというふうに思っておりますので、少なくとも、工事延長についてはできんもんはもうしようがないから、工期延長はまた出してもらつたらいいと思うんですよ、精査して。しかし、お金を諸経費を約1,000万円上げることは、どうしても承服できない。そういうことで、この2号議案については反対をします。どうぞ、議員各位のご賛同のほど、よろしくお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

■議長（宮崎 努） 次に、原案に賛成の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 次に、原案に反対の議員、いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。これより本案について、電子表決による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することについて、賛成の議員は賛成のボタン

を、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

■議長（宮崎 努） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長（宮崎 努） 表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

(賛否表明)

■議長（宮崎 努） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、第1号議案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、第1号議案については、討論を省略し、採決することに決しました。

お諮りいたします。

「第1号議案、工事請負契約について」、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。

よって、「第1号議案」は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、令和6年第3回臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これにて、令和6年第3回四万十市議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

## 令和 6 年第 3 回臨時会

### 付 錄

## 議決結果一覧表

### 提出議案

| 議案番号 | 件名              | 議決年月日 | 結果   |
|------|-----------------|-------|------|
| 1    | 工事請負契約について      | 6.8.9 | 原案可決 |
| 2    | 工事請負契約の一部変更について | 6.8.9 | 原案可決 |